

開 発 行 為 に 関 す る 申 告 書

千葉県柏市

※ 太 枠 内 の 欄 は 申 請 者 が 所 要 事 項 を 記 入 し て 下 さ い 。

連絡先	TEL			令和 年 月 日	
申請者 (建築主)	住所	工 事 施工者	住所		
	氏名		氏名		
建築の区分	ア 新築 (①新築 ②建替)		イ 改 築		ウ 増 築
区域区分	ア 市 街 化 区 域		イ 市 街 化 調 整 区 域		
敷 地 面 積	m ²		建築物の用途		
建築物の敷地となる土地の表示 (記入しきれない場合は裏面の欄を利用して下さい。)					
所	在	地 番	地 目	面 積	所 有 者 住 所 氏 名
柏 市				m ²	
都市計画法第3章第1節の規定に関して、該当する欄の項目の記号を丸で囲い、必要事項を記入して下さい。					
開発行為に該当しない行為 (区画形質の変更を伴わない行為)					
1	ア 道路位置指定(年 月 日・No)に接する敷地における建築 << 区域外(関係土地外)における区画形質の変更を行なわない建築 >> ※ 区域内(関係土地内)の場合は、開発行為 (2欄のア-①-a) に該当します。 イ ア 以外で、従前(既存)の建築物の敷地における区画、形の変更を行わない建築				
開発行為に該当するが許可を要しない行為					
2	ア 市街化区域で500m ² 未満の敷地における建築 (1号) ① 道路位置指定(年 月 日・No)に接する敷地における建築 a 道路位置指定の区域内(関係土地)における建築 b 道路位置指定の区域外(関係土地外)において区画形質の変更を行う建築 ② ① 以外の敷地における建築				
3	イ 農業、林業若しくは漁業の用に供する政令で定める建築物の建築 (2号) ウ 公益上必要な建築物の建築 (3号) エ 土地区画整理事業区域内における建築 (6号) (事業名 換地処分公告又は使用収益開始日 年 月 日・No) オ 通常の管理行為、軽易な行為(車庫・物置等附属建築物の建築等) (11号) カ 上記以外の許可を要しない開発行為 ()				
許可等を受けて行う行為					
3	ア 第29条第1項の開発許可を受けた土地における建築物の建築 (完了公告番号 年 月 日・No) イ 第37条第2項に基づく建築物の建築 (完了公告以前の建築承認 年 月 日・No) ウ 第43条第1項に基づく建築物の建築 (市街化調整区域における建築許可 年 月 日・No) エ ア、イ、ウ 以外で許可等を受けて行う行為 (許可名等 年 月 日・No)				
市 確 認 欄	当申告書について確認したところ A 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認められます。 ※ただし、市街化区域内において、申告建築物の敷地が他の建築物の敷地と500m ² を超えて一体の区域を構成する場合は、別途、都市計画法に基づく許可が必要となることがありますので注意して下さい。 B 別途、証明書()の添付が必要です。 C 関係法に基づく許可を受ける必要があります。 (法 第 条)				受 付 印

(建築確認申請書添付書類)

